

## 移動式室内足場の認定基準の一部改正

### 1 適 用

現行のまま

### 2 種 類

現行のまま

### 3 材 料 等

- (1) 移動式室内足場の各部に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格に適合するもの又は、これと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。なお、作業床部の床材に使用する材料が、木材にあっては強度上の著しい欠点となる割れ、虫喰い、節等がないものとし、合板足場板にあっては、昭和56年12月26日労働省（現厚生労働省）告示第105号「合板足場板の規格」（平成12年12月25日改正）に適合するものとする。

構 成 部 分		規 格	
		材料が鋼製のもの	材料がアルミニウム合金製のもの
脚 柱  台 車 部	作業床部を受けるはり材、けた材、さん材	日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格又は日本工業規格G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定めるSGPの規格	日本工業規格H4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）に定めるA5056TEの規格又は日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるA6063S（引張強さが145N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格
	脚柱	日本工業規格G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定めるSGPの規格	
	横さん、斜材、方づえ及びヒンジ部	日本工業規格G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定めるSPHCの規格又は日本工業規格G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定めるSGPの規格	日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める記号A5052P板（引張強さが235N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格又は日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるA6063S（引張強さが145N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格
脚 柱 台 車 部	ボルトナット及びピン	日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格	日本工業規格H4040（アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線）に定めるA2017BE（TE）の規格
	主軸及び車軸	日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400の規格	
	フォーク	日本工業規格G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定めるSPHCの規格	日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める記号A5052P板（引張強さが235N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格
	タイヤ	日本工業規格B 8922（産業用車輪）に定める1種の規格	
作 業 床 部	床材	日本工業規格G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定めるSPHC	日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める記号A5052P板（引張強さが235N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格又は日本工業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるA6063S（引張強さが145N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格
	布材、はり材及び根太材	日本工業規格G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）に定めるSPHCの規格	

筋 かい 材	日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格又は日本工業規格G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定めるSGPの規格	日本工業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定める記号A 5052 P板（引張強さが235N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格、日本工業規格H4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）に定めるA 5056 T Eの規格又は日本工業規格H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるA 6063 S（引張強さが145N/mm <sup>2</sup> 以上のもの）の規格
脚柱の開き止め	日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格	
手すり柱，手すり，中さん	日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格又は日本工業規格G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定めるSGPの規格	

(2) 移動式室内足場の各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

#### 4 構 造

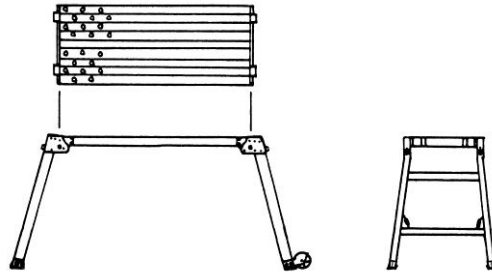
(1) 移動式室内足場は、脚柱台車部及び作業床部を有し、かつ、次の各号に定めるところによるものでなければならない。

- a 作業床部の最大使用高さが2.0m未満であること。
- b 作業床部の大きさは、幅40cm以上、長さ60cm以上であること。

(2) 脚柱台車部は、脚柱、けた材、はり材、横さん、斜材、方づえ、脚輪等を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 脚輪の車軸間の距離が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。

ただし、次の図に示すような形式のものにあっては、6強度等の(2)「安定度試験」に定める試験方法により試験を行い転倒しないものであること。

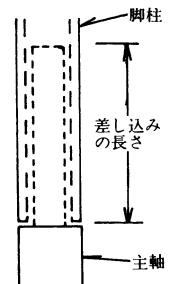


安定度試験・踏さんの曲げ試験を行うものの形式の例

- b アウトリガーを有するものにあっては、前記(1)によるほか、アウトリガーの張り出したときにおける両アウトリガーの接地点間隔が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。
- c 開脚状態の安定性が確実に保持できるものであること。
- d 作業床部の端部が積載荷重等により容易に浮き上がりを生じない構造のものであること。

(3) 脚柱台車部の脚輪は、主軸、フォーク、車輪及びブレーキを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 脚柱と脚輪との接合部は、ボルト止め等により固定したものとし、抜け止めのない差し込み式のものにあっては、その差し込み長さは200mm以上であること。
- b 車輪が外径7573mm (75±2.0mm) 以上であること。



以下現行のまま

差し込み式のものの例

## 高所作業台の認定基準の一部改正

### 1 適用

現行のまま

### 2 種類

現行のまま

### 3 材料等

- (1) 高所作業台の各部に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格に適合するもの又は、これと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。なお、木材にあつては、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節等がないものとする。

構成部分		規格
支持構造部	脚柱, けた材, はり材, 横さん, 斜材等の構造部材	日本工業規格G3101 (一般構造用圧延鋼材) に定めるSS330の規格, 日本工業規格G3350 (一般構造用軽量形鋼) に定めるSSC400の規格, 日本工業規格G3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるSTK400の規格, 又は日本工業規格G3452 (配管用炭素鋼鋼管) に定めるSGPの規格 日本工業規格H4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材) 及び日本工業規格H4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) に定める板材, 押出形
	脚輪	日本工業規格G3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) に定めるSPHCの規格 日本工業規格B8922 (産業用車輪) に定める <del>一種の規格</del> <del>-(7.2に定めるものに限る)-</del>
作業床部	床材, はり及び根太材	日本工業規格G3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) に定めるSPHCの規格又は日本工業規格G3351 (エキスパンドメタル) に定めるXS42の規格 日本工業規格H4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材) 及び日本工業規格H4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) に定める板材, 押出型材又は管材の規格 労働安全衛生規則第563条に定める木材に関する規定
	手すり, 中さん	日本工業規格G3452 (配管用炭素鋼鋼管) に定めるSGPの規格 日本工業規格H4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材) 又は日本工業規格H4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) に定める板材, 押出型材又は管材の規格
	幅木	木製又は金属製で、強度、性能等に均一性があり、かつ、木製にあつては難燃処理を施した燃えにくいもので、著しい経年劣化をきたさないものであること。

- (2) 高所作業台の各部は、著しい損傷、変形又は腐食が無いものでなければならない。

### 4 構造

高所作業台は、支持構造部、作業床部及び機械部等からなり、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 支持構造部は、脚柱、けた材、はり材、横さん、斜材、脚輪を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
- (a) 脚輪を支持するフレームは、容易にねじれが生じないものであること。
- (b) 作業時における作業台の水平度の確保、著しいゆれ又は転倒が防止できるものであること。

- (c) アウトリガーを有するものにあつては、必要な張り出し状態に確実に保持・固定できる機能を有すること。
- (d) 脚輪を有するものにあつては、車輪の外径は~~100~~98mm (100±2.0mm) 以上であること。
- (e) 脚輪による不意の移動の恐れのあるものは、ブレーキ又は車止め等を備えているものであること。

以下現行のまま